

水戸市地域おこし協力隊設置要項

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化が進行する本市において、地域力の維持・強化を図るための担い手として地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。）に基づき、水戸市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(任用)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから選考により市長が任用する。

(1) 応募する日において年齢満20歳以上の者

(2) 次のア、イ又はウのいずれか及びエの要件を満たす者

ア 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の、平成17年度と平成27年度の国勢調査結果において、人口減少率が11パーセント未満の市町村又は政令指定都市のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村の全ての区域並びに同令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村の全ての区域以外の区域に居住する者

イ 水戸市以外の地方自治体において地域おこし協力隊として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内の者

ウ JETプログラム参加者として2年以上の活動歴があり、かつJETプログラム終了から1年以内の者

エ 任用された日から30日を経過するまでに、水戸市に住民票及び生活の拠点を移すことができる者

(3) 農業に関する関心が高く、任期終了後、水戸市に定住し就農する意欲のある者

(4) 心身ともに健康で地域になじむ意思があり誠実に職務を行える者

(5) 行政や地域住民とコミュニケーションを図り、地域活性化に係る活動に理解と熱意があり積極的に活動ができる者

(6) 普通自動車運転免許を有しており、日常的に運転をしている者

(7) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、メール対応等）ができる者

(8) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者

（任期）

第 3 条 隊員の任期は、水戸市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年水戸市規則第 43 号）第 2 条に規定するものとする。

（身分及び報酬等）

第 4 条 隊員の身分は、地公法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

2 隊員の報酬、手当及び費用弁償は、水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年水戸市条例第 40 号）に定めるところにより支給する。

（隊員の活動内容）

第 5 条 隊員は、地域力の維持及び強化を推進するため、地域協力活動（以下「活動」という。）として、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 農林水産業の振興に関する活動

(2) 地域行事、イベント等の運営支援及び情報発信等に関する活動

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

2 前項各号に掲げる活動のうち、隊員が具体的に従事する活動については、隊員が所属する部署が所掌する事務の範囲内において、隊員との協議の上で所属長が定める。

（遵守事項）

第 6 条 隊員は、水戸市会計年度任用職員の任用手続に関する要項（令和 2 年 3 月 31 日決定）第 10 条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動地域における住民その他関係者等との信頼関係の保持に努めること。

(2) 活動の妨げにならない範囲において、営利活動により、市が支給する報酬以外の収入を得ようとする場合は、あらかじめその旨を市長に届け出ること。

（活動報告）

第 7 条 隊員は、毎月 7 日までに前月分の活動内容を水戸市地域おこし協力隊活動状況報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

（解任）

第 8 条 市長は、地公法第 28 条第 1 項各号に該当する場合のほか、隊員が任期中に、所属長への届出なく生活の拠点を市外に移し、又は住民票を市外へ異動したときはこれを解任することができる。

（補則）

第 9 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。